



弁護士
鈴木 啓市
(すずき・けいち)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2016年12月
最高裁判所司法研修所修了
(69期)
京都弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(京都事務所)

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

相続法改正 第2回「遺産分割に関する規定の見直し」

弁護士 鈴木 啓市

1 はじめに

改正相続法の原則的な施行期日が2019年7月1日となりました(配偶者居住権に関する規定の施行期日は2020年4月1日、自筆証書遺言の方式を緩和する方策については2019年1月13日となります)。

本号では、前回のテーマ「配偶者居住権」に引き続き、「遺産分割に関する規定の見直し」について、実際に問題となる場面の具体例を交えながら主な改正内容をご紹介します。

2 持戻し免除の意思表示の推定規定

第903条(特別受益者の相続分)

1 共同相続人の中に被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者がいるときは、被相続人が相続開始のときにおいて有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものと相続財産とみなし、第900条から第902条までの規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。

2 (略)

3 被相続人が前2項の規定と異なった意思表示したときは、その意思に従う。

4 婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該相続人は、その遺贈又は贈与について第1項の規定を適用しない旨の意思表示をしたものと推定する。

〔下線は改正箇所、以下同じ〕

(1) 改正の経緯—高齢配偶者の生活保障

現行法では、被相続人が持戻し免除の意思表示をしない限り、生計の資本として相続人が受けた生前贈与等は「特別受益」とされ、相続財産に特別受益の価額を加えたものを相続財産とみなし、これを基礎として具体的相続分が計算されていました。

例えば、夫婦で居住していた建物を、夫が妻に生前贈与した場合でも、持戻しの免除の意思表示をしていない限り、原則として相続分の前渡しとして考えられ、当該不動産の価額を含めた相続財産を前提に相続分が算出されることになります。

結果として、他に預貯金等の相続財産があった場合でも、配偶者は十分な預貯金を取得できない可能性があり、特に高齢の配偶者にとって生活保障が十全になされない結論になるとの指摘がなされていました。

(2) 改正法の内容

そこで、改正民法では、婚姻期間が20年以上である配偶者に対し、居住用不動産を遺贈・贈与した場合には、持戻し免除の意思表示が推定されるとの規定が置かれることになりました(改正民法第903条4項)。

当該規定によって、持戻し免除の意思表示に対する反証がなされない限り、生前贈与した居住用不動産は法定相続分とは別枠の贈与となり、特別受益として相続財産の一部とみなされないことになりました。その結果、居住用不動産とは別の相続財産があった場合にも、配偶者は、当該相続財産について法定相続分に応じた持分を取得する余地が生じるようになりました。

配偶者以外の場合には適用されず、婚姻期間及び対象財産の点でも成立要件に限定はあるものの、残された配偶者の生活保障を厚くする改正内容といえます。

(3) 具体例

相続人が配偶者XとYの2人(相続分は各2分の1)、相続財産として預貯金2000万円があり、婚姻期間25年であったXが被相続人から居住用建物(2000万円)の生前贈与を受けていた場合、現行法では持戻し免除の意思表示をしない限り、Xは預貯金を取得できないことになります【計算式:(2000万円〔預金〕+2000万円〔建物〕)×1/2—2000万円〔建物〕=0円】。

一方、改正法では、被相続人による特段の意思表示がなくとも、持戻し免除の意思表示が推定されますので、反証がない限り、生前贈与分は法定相続分とは別枠となり、Xは、居住用建物のほかに、預貯金1000万円を取得することができます【計算式:2000万円〔預金〕×1/2=1000万円】。

3 仮払い制度等の創設・要件明確化

〔家事事件手続法〕

第200条(遺産分割の審判事件を本案とする保全処分)

1・2(略)

3 前項に規定するもののほか、家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあった場合において、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権(民法第466条の5第1項に規定する預貯金債権をいう。以下この項において同じ。)を当該申立てをした者又は相手方が行使する必要があると認めるときは、その申立てにより、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部をその者に

仮に取得させることができる。ただし、他の共同相続人の利益を害するときは、この限りでない。

〔民法〕

第909条の2(遺産の分割前における預貯金債権の行使)

各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の3分の1に第900条及び第901条の規定により算定した当該共同相続人の相続分を乗じた額(標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限度とする。)については、単独でその権利を行使することができる。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなす。

(1) 改正の経緯—預貯金の単独払戻しの容易化

遺産分割前における共同相続人がいる場合の預貯金の各相続人単独での払戻しについて、最近の最高裁判例(最判平成28年12月19日民集70巻8号2121頁、最判平成29年4月6日判タ1437号67頁)により、預貯金債権は相続によって当然分割承継されるわけではなく遺産分割の対象となることを理由として、これが認められないものとされていました。

他方で、相続人としては、葬儀費用の支払い等のため、早急に預貯金を払い戻す必要性は存在するところであり、各相続人単独での払戻しについて法律上の手当てを行うべきであるとの指摘がなされていました。

(2) 改正法の内容①—仮分割の仮処分申立て(改正家事事件手続法)

こうした事態に対する解決策の1つとして、家事事件手続法上の仮分割の仮処分の規定が改正されました。現行法では、「急迫の危険を防止するため」という厳格な要件が必要とされていたため(家事事件手続法第200条2項)、申立てが容易に認められない状況にありました。

改正法では、遺産分割の審判・調停申立てがなされていることを前提に、①申立人又は相手方が行使する必要があり、②他の共同相続人の利益を害しない場合には、預貯金を仮に取得できることとされました(改正家事事件手続法第200条3項)。要件が大幅に緩和されたことから、改正法施行後においては、同仮処分の活用も想定されるところです。

(3) 改正法の内容②—家庭裁判所を経ない方法(改正民法)

さらに、改正民法では、家庭裁判所の判断を要しない制度として仮払いの制度が新設されました。これは、相続開始時の債権額の3分の1に法定相続分の割合を乗じた金額について、法務省令で定める額の範囲内で、各相続人が単独で預貯金の払戻しを受けることができるというものです(改正民法906条の2)。改正民法においても、現実の必要性を考慮し、各相続人単独での簡易な払戻しを認める立法的な手当てがなされたこととなります。なお、限度額である「法務省令で定める額」について、現在の省令案では金150万円とされています。

(4) 具体例

相続人がX・Yの2人(相続分は各2分の1)、相続財産として預貯金1500万円があった場合、Xは、現在の省令案を前提とすると、150万円までを単独で払戻しすることが可能になります【計算式:1500万円 $\times$ 1/3 $\times$ 1/2=250>150】。

4 共同相続人による財産処分について

第906条の2(遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲)

1 遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人は、その全員の同意により、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、共同相続人の一人又は数人により同項の財産が処分されたときは、当該共同相続人については、同項の同意を得ることを要しない。

(1) 改正の経緯—不公平な結論の是正(具体例)

相続人がX・Yの2人(相続分は各2分の1)、相続財産として預貯金1000万円、被相続人からXに対し特別受益として生前贈与1000万円があったケースをもとに具体例でご説明します。

この場合、通常であれば、実際の取得額はそれぞれX:0円〔最終取得額は、生前贈与分1000万円〕【計算式:(1000万円〔預貯金〕+1000万円〔生前贈与〕) $\times$ 1/2—1000万円〔生前贈与〕=0円】、Y:1000万円〔最終取得額は、1000万円〕【計算式:(1000万円〔預貯金〕+1000万円〔生前贈与〕) $\times$ 1/2=1000万円】となります。

しかし、Xが相続開始後にYに無断で500万円を引き出していったという事情がある場合には、状況が異なります。

この場合、遺産500万円を上記で算定した通常時の持分割合に応じて按分することになりますから、現実取得できる遺産の額は、X:0円〔最終取得額は、生前贈与+無断引出分1500万円〕【計算式:500万円〔預貯金〕 $\times$ (0/1000万)〔持分割合〕=0円】、Y:500万円〔最終取得額は、500万円〕【計算式:500万円〔預貯金〕 $\times$ (1000万/1000万)〔持分割合〕=0円】と考えられ、不公平な結論が生じる事態となっていました。

さらに、預貯金の無断引出分につき、YからXに対する不法行為・不当利得による請求も困難と考えられており、上記結論に対する救済方法に欠く状況でした。

(2) 改正法の内容

そこで、改正法では、処分された相続財産についても、財産を処分した相続人を除く共同相続人全員の同意を要件として、遺産分割時に遺産として存在するものとみなすことができるものとされました(改正民法第906条1項2項)。

上記の例ですと、Xが500万円を無断で引き出した場合でも、YはXの同意なくして当該引出分を遺産として存在するものとみなすことができます。したがって、実際の取得額は、X:0円〔最終取得額は、生前贈与分1000万円〕【計算式:(500万円〔預貯金〕+500円〔引出分〕+1000万円〔生前贈与〕) $\times$ 1/2—1000万円〔生前贈与〕=0円】、Y:1000万円〔最終取得額は、1000万円〕【計算式:(500万円〔預貯金〕+500円〔引出分〕+1000万円〔生前贈与〕) $\times$ 1/2=1000万円】となり、通常時と同様の結論が導けるようになります。

このように、遺産分割前の相続財産の処分についても、公平妥当な帰結を図るべく立法的な手当てがなされたこととなります。

【参考文献】

法務省ホームページ:

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00222.html